

花巻労働基準監督署発表  
令和2年4月14日(火)

令和2年4月14日  
【照会先】花巻労働基準監督署  
署長 平松 正俊  
監督課長 飯野 洋司  
電話 0198-23-5231

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

### ～ 労働者死傷病報告の提出を怠った疑い ～

花巻労働基準監督署（署長 平松 正俊）は、本日、株式会社デンソー岩手及び同社係長を、労働安全衛生法違反の疑いで、盛岡地方検察庁水沢支部に書類送検しました。

#### 【事件の概要】

平成30年10月4日未明に発生した休業4日未満の労働災害について、平成31年1月31日までに、花巻労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかった疑い。

#### 1 被疑者

- (1) 株式会社デンソー岩手  
所在地：岩手県胆沢郡金ケ崎町  
事業内容：電気機械器具製造業
- (2) 係長A

#### 2 違反条文

株式会社デンソー岩手、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反  
同法 第100条第1項（報告等）  
労働安全衛生規則第97条第2項（労働者死傷病報告）  
同法 第120条第5号（罰則）  
同法 第122条（両罰規定）

#### 3 災害の概要

平成30年10月4日未明、被疑者株式会社デンソー岩手の工場内において、同社の元労働者Bが、自動車関係部品を持ち上げた際に腰痛症を発症し、少なくとも2日間休業するという労働災害が発生しました。

#### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、休業4日未満の労働災害を発生させた場合は、四半期毎に1回当該事実について、様式第24号による労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出

するよう事業者には義務付けています。

平成30年10月から12月に発生した休業4日未満の労働災害に関しては翌年の1月31日までに同報告を花巻労働基準監督署長に提出する必要がありましたが、その報告がされなかったという疑いがあるものです。

#### 【参照条文】

### ○労働安全衛生法

#### 第100条（報告等）

1 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2～3（略）

#### 第120条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一～四（略）

五 第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六（略）

#### 第122条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### ○労働安全衛生規則

#### 第97条（労働者死傷病報告）

1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。